



愛媛県議会議員選挙

投票日 4月7日(日) 投票時間 7:00～20:00
(大島・別子山地区は7:00～18:00)

選挙管理委員会事務局 ☎ 65-1311 ☎ 65-1641

今年統一地方選挙の年です。市では、愛媛県議会議員選挙と新居浜市議会議員選挙が行われます。忘れずに投票しましょう。

今月号では、愛媛県議会議員選挙の内容をお知らせします。(4月21日(日)投票日の新居浜市議会議員選挙については、4月号でお知らせします)

▼新居浜市で投票ができる人
次の①～③に該当し、ア・イのいずれかに該当する人です。

- ① 日本国民であること
- ② 投票日現在において年齢満18歳以上であること(平成13年4月8日以前に生まれた人)
- ③ 公民権を停止されていない人
- ⑦ 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

① 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人で、県内の他の市町に転出後4カ月が経過しておらず、かつ転出先の選挙人名簿にまだ登録されていない人
※①の場合は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明

書」(市民課にて無料で発行)の提示」または「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要です。

▼投票所入場券

1人につき1枚を告示日(3月29日(金))以降、世帯ごととに郵送します。自分の入場券を確認の上、投票所へ持参してください。

紛失した場合は投票所で再発行できますので、当日投票所で職員に申し出てください。

▼期日前投票のご案内

入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、ぜひご利用ください。

- ① 市役所1階ロビー
3月30日(土)～4月6日(土)
8時30分～20時
- ② 別子山支所
(別子山地区の人のみ)
3月30日(土)～4月5日(金)
8時30分～18時
4月6日(土)
8時30分～17時

※今回は、春休みなど学校行事の都合により新居浜工業高等学校等専門学校では行いません。

▼不在者投票のご案内
●病院などに入院・入所中の場合
県選挙管理委員会から指定を受けている病院などに入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

●仕事などで他の市区町村に滞在している場合
新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会にて投票することが出来ます。「投票用紙等請求書兼宣誓書」は各市区町村の選挙管理委員会にあるほか、選挙管理委員会HPからもダウンロードできます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持ち一定の障がいがある人(下表の通り)、介護保険法による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、自宅などで投票して郵送する不在者投票ができます。自書が必要ですが、障がいの程度により代理制度もあります。なお、4月3日(水)までに手続きが必要です。

郵便等による不在者投票が可能な人

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症

【投票所の変更について】第8投票区投票所は、投票所が変更になります。(変更前) 惣開小学校体育館 → (変更後) 惣開公民館
〔地区〕 星越町、前田町、王子町、河内町、金子丙 (第7投票区の区域を除く)

▼選挙公報について

選挙公報は、新聞折込(愛媛・朝日・読売・毎日・日経・産経)にて配布するほか、市内公共施設、新聞店に備え付けています。

なお、選挙公報の個別配布を希望する人は、選挙管理委員会までご連絡ください。